中国運輸局　オープンカウンター方式実施要領

総　務　部　会　計　課
令和５年１２月１３日

（定義）

第１条　オープンカウンター方式とは、会計法第 29 条の 3 第 5 項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、見積書を徴する相手方を選定することなく、見積あわせへの参加を希望する参加者からの見積書により見積あわせを行い、契約の相手方を特定する方式をいいます。

（対象）

第２条　本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 99 条第 2 号から第 7 号までに規定するもののうちで、本方式によることが適当であると認められるものを対象とします。

（参加資格）

第３条　本要領に基づくオープンカウンター方式による見積あわせに参加する者に必要な資格は、他に定めるものの他は、次の各号のとおりとします。

①　予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

②国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」、「物品の製造」、「役務の提供等」又は「物品の買受け」で、中国地域の競争参加資格を有する者、又は当該参加資格を有しない者で証明書等の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に掲載された者であること。

③中国運輸局長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（見積の方法）

第４条　見積に関する諸条件については以下のとおりとします。

1 オープンカウンター方式見積合わせを行うときは、中国運輸局ホームページで閲覧に供します。

2 見積に関する諸条件は、必要に応じて仕様書等により提示します。

3 仕様書等は、会計課の窓口または電子メールにて交付します。

4 見積書の提出は、本実施要領及び仕様書等熟読のうえ、会計課窓口に持参又は電子メール（押印省略時に限る）により提出して下さい。

5 郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便による見積書の提出も認めます。ただし、見積書提出期限までに到着しなかった見積書は無効となります。

6 見積参加者は、調達物品等の価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を加算して見積もるものとします。

7 見積に際し、納入等を行う物品は仕様書等で指定した規格等と同等以上とします。
指定した規格等と異なる規格で見積を行う場合には、見積書の提出前に契約担当課まで申し出てください。申し出のない規格外の物品の納入は認められません。

8 一度提出した見積書の引き換え、変更又は取消は認められません。

（見積合わせ）

第５条

1 見積参加者の立会
見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行います。その際の見積参加者の立会は求めません。

2 落札者の決定
有効な見積を行ったもののうち、予定価格の制限の範囲内の見積金額で、売り払いの場合は最高の、購入、製造その他の契約においては最低の見積を行った者を契約の相手方とします。

3 くじ引き
見積合わせをした場合で、決定となるべき金額をもって見積をした者が 2 人以上あるときはくじ引きで決定します。くじ引きの日程は、電話等で速やかに通知しますが、参加できない場合は該当事務所の契約事務に関係のない職員が、代わってくじを引くことになります。

（見積合わせの不調）

第６条

1 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積が無いときは、見積に参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがあります。

2 見積書の提出期限までに見積書の提出が無い場合や、予定価格の制限の範囲内の見積が無い場合は、そのオープンカウンター方式見積合わせは成立しないこととなります。その場合は別途選定した者に見積を依頼し、見積合わせを行うことがあります。

（見積合わせの結果）
第７条
1 見積合わせの結果は、契約の相手方として決定した者へのみ、通知します。

（見積合わせの注意事項）
第８条
1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為は行ってはいけません。
2 以下の項目に該当する見積は無効となります。
・参加する資格の無いものが行った見積。
・件名、金額、氏名、押印等見積書に記載等を必要とする事項について、記載のない見積書又は、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
・同一人の見積で金額の異なる２通以上の見積書全部
・公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積
・金額を訂正した見積書
・郵送等で見積書の提出をする場合で、見積依頼書に記載する見積書提出期限までに、到達しなかった見積書
・仕様書やその他見積に関する条件に違反した見積書
3 見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとします。
4 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対して追加資料の提出を求める場合があります。
5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
6 都合により、見積合わせを取り止めることがあります。
7 契約保証金については、これを免除とします。
8 契約の相手方として決定した者が正当な理由が無く、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。